

# 困りごと《なんでも》《まるごと》《お聴きします》 高島市の生活困窮者支援

☎ 25) 8120  
☎ 社会福祉課

さまざまな事情で暮らしにお困りの方のための相談窓口があります！  
家計、債務、就労、社会参加、ひきこもり、対人不安など暮らしに悩みを抱える方は、一人で悩まずに「つながり応援センターよろず」にご相談ください。  
どんなことでも全てしっかりとお聴きします。  
また、ご本人からだけではなく、ご家族や周りの方からの相談もお受けしています。

## どんな人を支援するの？

～ さまざまな困難の中で生活に困窮する人を支援します ～

経済的な問題に限らず、あらゆる困りごとの相談をお受けし、安定した生活に向けて仕事や住まいなどさまざまな面で支援します。必要に応じて、生活保護、資金貸付、食料援助などの支援や各分野の専門機関につなぎます。

暮らしに困る理由や状況はさまざまですが、例えば次のような人が、支援の対象に含まれます。

▼家賃や光熱水費、自動車ローンの支払いがあるが、滞納が続いてしまう人

▼税金、使用料の納付書や督促状

が届いているけれど、市役所に相談に行けない人

▼離職後に求職の努力を重ねたが再就職できず、自信を失いひきこもり状態になった人

▼高齢で体の弱った親と二人暮らしを続けるうち、地域から孤立してしまった人

▼慢性的な病気のため、医療費の負担が大きけれど、あまり仕事ができず収入が増やせない人

▼配偶者からの暴力を逃れて家を飛び出したが、子どもが幼いために就業が難しい人

▼家計の管理がうまくできないために、借金の連鎖を止められない人 など

## どのような支援があるの？

～ 支援を必要とする人の状況に応じて支援します ～

つながり応援センターよるずの相談支援員が、支援を必要とする方の意思を尊重しながら、一人一人の状況に応じ支援プランを作り、継続して支援を行います。支援項目は、次のとおりです。

○あなただけの「支援プラン」を作ります

家計管理や就職、住まい、ひきこもりなどの困りごとについて、どのような支援が必要か、具体的なプランを作成し、寄り添いながら、自立に向けて支援します。

○自分に合った仕事を探し、経済的に自立するための支援をします（就労支援）

個人の強みや経験を生かし、やりがいの持てる仕事をみつかるため、ハローワークへの同行や職業適性検査の実施、職業訓練の紹介などについて就労支援員が援助します。

○社会参加や就職への第一歩として、能力向上や就労体験を支援します（就労準備支援）

社会に出ることに不安があるなどすぐに仕事に就くことが難しい方には、一般就労に向けたサポートや就労体験、就労訓練の提供を行います。（一部工賃が得られるものもあります。）

○家計の立て直しを助言し、支援します（家計改善支援）

家計状況の「見える化」を行い、相談者が自ら家計を管理できるように支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎなどを家計改善支援員が行い、早期の生活再生をサポートします。

○家賃相当額を支給し、住まいに関する支援をします（住居確保給付金）

離職などで住むところがなくなった人や、住む場所を失うおそれが高い方には、就職活動をすることを条件などに、一定期間、家賃相当額を支給します。



《お気軽にご相談ください》

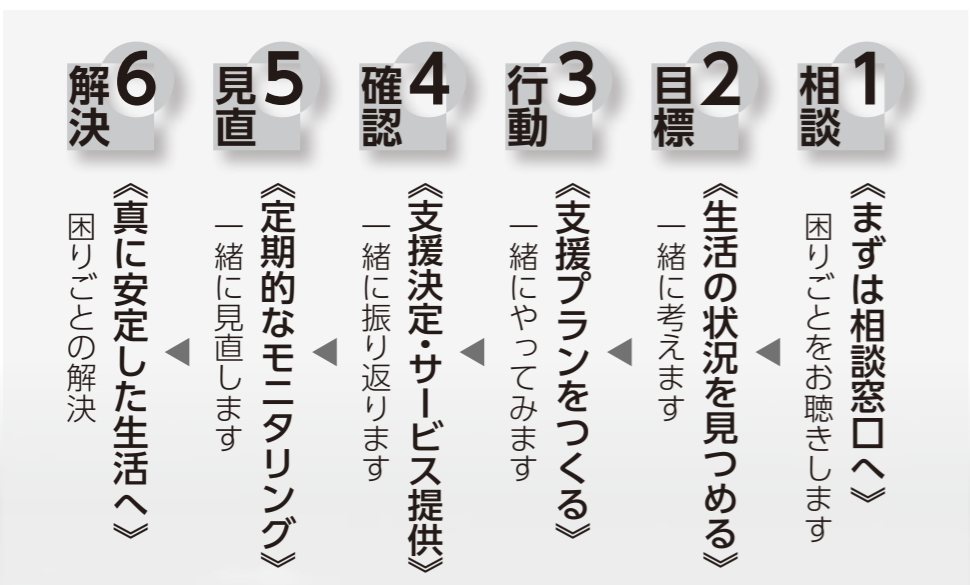
つながり応援センターよろず  
(社会福祉法人高島市社会福祉協議会内)  
勝野215番地(高島支所2階)  
☎ (39) 8255

▼相談時間 8時30分～17時30分  
(土日・祝日・年末年始を除く)  
▼相談方法 電話や面談のほか、訪問での相談もお受けします。相談無料、秘密は守られます。  
▼ <http://www.takahima-shakyo.or.jp/yorozu/>

## 相談から支援までの流れは？

～ あなただけの支援プランを作成し、寄り添いながら安定した生活に向けて支援します ～

相談から自立までの、支援の流れをご紹介します。





## 2019年度明るい選挙推進啓発作品の入賞作品決定!

〒高島市選挙管理委員会事務局 (総務課) ☎ (25) 8000

2019年度明るい選挙推進啓発作品を募集したところ、多数のご応募をいただき、ありがとうございました。

このたび、応募作品を高島市明るい選挙推進協議会と高島市選挙管理委員会が合同で審査した結果、次の作品が入賞されました。おめでとうございます。入賞した作品は、今後の選挙啓発に使用するとともに、滋賀県の審査に出品します。

### ▽標語の部

#### 【最優秀賞】

「子や孫の 未来へつなぐ この一票」  
足立 清勝さん (新旭)

#### 【優秀賞】

「投票は 暮らしを守る 意思表示」  
竹下 テルさん (新旭)

### ▽ポスターの部

#### 【最優秀賞】

高島小学校5年  
荒木 一穂くん



#### 【優秀賞】

高島小学校3年  
荒木 皓太くん



### ▽四コマ漫画の部

#### 【最優秀賞】

宮本 舞帆さん



## 11月は「子ども・若者育成支援強調月間」 「輝く未来 育て支えて 見守って」

子どもや若者を取り巻く社会環境は大きく変化しています。児童虐待、いじめなど、子どもが被害に遭う事件や薬物乱用、暴力行為、非行などの問題が深刻化している要因のひとつに、子どもや若者の行動に対する大人の無関心さや、規範意識の低下があげられます。

地域で、お互いが気楽にあいさつを交わすことのできる環境づくりとして、大人からの「おはよう」「おかえり」のあいさつや、ちょっとした声かけを意識することが、子どもや若者の非行防止や育成支援につながります。



### 【重点事項】

- 1 若者の社会的自立支援の促進
- 2 子どもを犯罪や有害環境等から守るための取り組みの推進
- 3 子どもの貧困対策の推進
- 4 児童虐待の予防と対応
- 5 生活習慣の見直しと家庭への支援



※子どもや若者について気になる行動がある場合、子ども・若者支援センター「あすくる高島」までご連絡ください。

☎あすくる高島

《相談専用》

☎(25) 85556  
☎(25) 85555

## 文化の秋を堪能しよう! 地域文化祭

文化の日

### マキノ生涯学習フェスティバル

**発表の部** 11/3日  
12時～16時

**展示の部** 10/31日～11/4日  
9時～17時

ともに  
マキノ土に学ぶ里研修センター

☎マキノ公民館 ☎(27) 1131

### 今津町文化祭

**発表の部** 11/4日  
9時30分～16時  
高島市民会館

**展示の部**

※本年度は今津東コミュニティーセンターが改修工事のため、展示は行いません。

☎今津公民館 ☎(22) 2249

### 朽木文化祭

**発表の部** 11/3日  
10時～15時

**展示の部** 11/1日～3日  
9時～17時  
(3日は15時まで)

ともに朽木公民館

☎朽木公民館 ☎(38) 2324

### 第15回 ガリバー文化祭

4日午後からお茶席・囲碁大会を行います

**発表の部** 11/4日  
9時30分～15時30分

**展示の部** 11/1日～4日  
9時～20時  
(4日は15時30分まで)

ともに  
アイリッシュパーク (高島公民館)

☎高島公民館 ☎(36) 0219

### 新旭文化祭

3日10時からお茶席を行います

**発表の部** 11/3日・4日  
10時～15時  
新旭公民館

**展示の部** 11/1日～4日  
10時～19時  
新旭体育館

☎新旭公民館 ☎(25) 5500

### 安曇川文化祭

**発表の部** 11/3日  
9時30分～16時

**展示の部** 10/30日～11/3日  
9時～18時  
(30日は13時から)

ともに安曇川公民館

☎安曇川公民館 ☎(32) 0003

ひとり悩んでいませんか?

学校のこと、友達のこと、家族のこと、仕事のことなど、さまざまな不安や悩みを抱える子どもや若者の相談を受け付けています。ひとりで悩まず、相談してください。(小学生～30歳代まで)

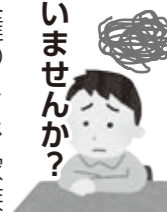
▼相談時間  
月～金 9時～17時  
(土日祝日、年末年始休み)

▼相談方法  
○面談(来所・訪問)  
○相談専用電話  
☎(25) 85555

(事前予約により、右記時間外や土曜日・日曜日、祝日の相談、希望される場所での相談にも応じます。)

また、ご家族や知り合いの方からの相談も受け付けています。まずは、お電話ください。

相談は無料。秘密は守られます。相談内容によって、適切な機関を紹介することがあります。



## 11月は 児童虐待防止推進月間です

児童虐待に関する通報や相談件数は年々増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、平成16年度から児童虐待防止法の施行月である11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけています。

児童虐待問題に対する社会的注意喚起を図るため、「オレンジリボンキャンペーン」として、全国的に広報・啓発活動を実施しています。

### 【オレンジリボン展示】

オレンジリボンには「子ども虐待防止」というメッセージが込められています。11月1日(金)から、新館正面玄関ロビーにオレンジリボンツリーを設置します。

来庁の際には、オレンジ色のメッセージカードやリボンを飾り付けていただき、オレンジリボンツリーの完成にぜひご協力をお願いします。

☎子ども家庭相談課  
☎(25) 8517





11月9日  
～15日

秋の火災予防運動  
『ひとつずついいね!で確認 火の用心』

暖房器具を使い始めるこれからの時期は、空気が乾燥し、火災が発生しやすくなる季節です。皆さん一人一人が防火意識を高め、かけがえのない命や財産を失わないよう注意しましょう。

防災体験ひろば2019

とき 11月10日(日)13時～16時  
ところ 高島市消防本部

住宅防火いのちを守る  
4つの対策!

① 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。  
② 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。  
③ 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。  
④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、地域の協力的体制をつくる。

▼内容 消防車両展示、防火ポスター展示、防火服着装体験、ミニ消防車の乗車体験、煙ハウスで濃煙体験、こどもレスキュー体験、消火器で放水体験、心撃手当体験、ボルダリング体験など



消防本部予防課 (22) 5403

11月5日(火)～

住民票などに旧氏(旧姓)が併記できます

☎ 市民課 (25) 8018

11月5日(火)から住民票やマイナンバーカードなどへの旧氏併記が可能になります。

併記すると、どうなるの?



住民票に旧氏を併記することにより、婚姻等で氏に変更があった場合でも、従来称してきた氏をマイナンバーカード等に併記し、公証することができます。

また、住民票に旧氏が記載されると、旧氏での印鑑登録が可能になります。

どうすれば併記できるの?



戸籍謄本等をご用意いただき、マイナンバーカード(通知カード)を持って、市民課で手続きをお願いします。(申請は住所がある市町村に限ります。)

トレッキング教室開催!  
in 武奈ヶ嶽

☎ 観光振興課 (25) 8040

高島トレイル連携協議会では、市民向けトレッキング教室を開催します。

今津の武奈ヶ嶽は、雄大な琵琶湖と若狭湾が一望でき、また朽木の山々や比良山系を望むことができます。

▼日時 11月17日(日)9時～16時頃

▼場所 石田川ダム(9時集合)

▼対象者 山登りに興味がある方(中級者)

▼定員 15人

▼ルート 石田川ダム→武奈ヶ嶽北尾根  
→武奈ヶ嶽山頂→武奈ヶ嶽北尾根→石田川ダム

▼持ち物 昼食、飲み物、雨具等

▼参加費 1,000円

▼募集期限 11月13日(火)

▼申込先 高島トレイル連携協議会  
(事務局:びわ湖高島観光協会)

☎ (33) 7101



【事業主の皆さんにお知らせです】  
個人住民税は「特別徴収」で納めましょう

☎ 高島市税務課 (25) 8116 滋賀県総務部税政課 ☎ 077 (528) 3213

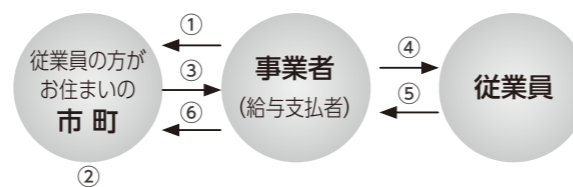


【特別徴収とは】

- 事業者(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与から従業員(役員、パート、アルバイトなど全て含みます。)の個人住民税を徴収(引き去り)し、納入する制度です。
- 地方税法および各市町の条例により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収することになっています。

【特別徴収のしくみ】

- 毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収(引き去り)し、翌月10日までに各従業員の住所地の市町へ、市町ごとの合算額を納入していただきます。
- 従業員が常時10人未満の事業者は、申請により通常12回の納期を2回にすることができます。



- ① 給与支払報告書の提出 (1月31日まで)
- ② 税額の計算
- ③・④ 特別徴収税額の通知 (5月31日まで)
- ⑤ 給与支払時に税額を徴収 (毎月の給与支払日)
- ⑥ 税額の納入 (翌月10日まで)

【所得税の源泉徴収との違い】

- 市町が税額の計算を行うため、所得税と違い、税額計算や年末調整の必要がありません。

【特別徴収の手続きは】

- 毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書(総括表)の右上の特別徴収義務者指定番号(給与支払者番号)の欄に朱書きで『特別徴収へ切替え』と記載の上、各市町に提出してください。

【今津税務署から説明会のお知らせです】

開催日	時間	内容	場所
11月21日(木)	13時30分～15時30分	源泉所得税 年末調整説明会	安曇川 公民館
	15時40分～16時20分	消費税軽減税率 制度説明会	
11月26日(火)	13時30分～15時	消費税軽減税率 制度説明会	市役所 新館3階



【説明会に関する問合せ】今津税務署 法人課税部門  
☎ (22) 2561 (自動音声案内に従って「2」を選択してください。)

- ▼ 税務署での相談を希望される方は、事前の予約をお願いします。
- ▼ 令和元年分から「スマートフォン」を使った確定申告がより便利になります。